

議事日程(第7号)

平成30年3月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 議案第1号 市営住宅未払家賃に関する訴え提起前の和解について
- 日程第4 議案第2号 由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 由布市高校生等医療費の助成に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第7号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 由布市子ども医療費助成事業基金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 市道路線(中堂線)の認定について
- 日程第20 議案第18号 市道路線(七倉線)の認定について

- 日程第21 議案第19号 市道路線（高津野1号線）の認定について
- 日程第22 議案第20号 市道路線（高津野2号線）の認定について
- 日程第23 議案第21号 市道路線（東石松六所線）の認定について
- 日程第24 議案第22号 市道路線（上市無田3号線）の認定について
- 日程第25 議案第23号 市道路線（柿原中学校2号線）の認定について
- 日程第26 議案第30号 平成30年度由布市一般会計予算
- 日程第27 議案第31号 平成30年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第32号 平成30年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第33号 平成30年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第34号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第35号 平成30年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第36号 平成30年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第33 議案第37号 平成30年度由布市水道事業会計予算
- 日程第34 議案第38号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

追加日程

- 日程第1 議案第39号 副市長の選任について
- 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第3 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 議案第1号 市営住宅未払家賃に関する訴え提起前の和解について
- 日程第4 議案第2号 由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 由布市高校生等医療費の助成に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

- 日程第9 議案第7号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 由布市子ども医療費助成事業基金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 市道路線（中堂線）の認定について
- 日程第20 議案第18号 市道路線（七倉線）の認定について
- 日程第21 議案第19号 市道路線（高津野1号線）の認定について
- 日程第22 議案第20号 市道路線（高津野2号線）の認定について
- 日程第23 議案第21号 市道路線（東石松六所線）の認定について
- 日程第24 議案第22号 市道路線（上市無田3号線）の認定について
- 日程第25 議案第23号 市道路線（柿原中学校2号線）の認定について
- 日程第26 議案第30号 平成30年度由布市一般会計予算
- 日程第27 議案第31号 平成30年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第32号 平成30年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第33号 平成30年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第34号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第35号 平成30年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第36号 平成30年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第33 議案第37号 平成30年度由布市水道事業会計予算
- 日程第34 議案第38号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 追加日程
- 日程第1 議案第39号 副市長の選任について
- 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第3 議員派遣の件について

---

出席議員（19名）

1番 佐藤 孝昭君	2番 高田 龍也君
3番 坂本 光広君	4番 吉村 益則君
5番 田中 廣幸君	6番 加藤 裕三君
7番 平松恵美男君	8番 太田洋一郎君
9番 野上 安一君	10番 加藤 幸雄君
12番 鷺野 弘一君	13番 甲斐 裕一君
14番 溝口 泰章君	15番 渕野けさ子君
16番 佐藤 人已君	17番 田中真理子君
18番 工藤 安雄君	19番 長谷川建策君
20番 佐藤 郁夫君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 首藤 康志君	書記 一野 英実君
書記 小川 晃平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	総務課長	奈須 千明君
財政課長	一尾 和史君	総合政策課長	漆間 尚人君
会計管理者	佐藤 久生君	建設課長	大嶋 幹宏君
福祉事務所長兼福祉課長			佐藤 公教君
商工観光課長	衛藤 浩文君		
挾間振興局長兼地域振興課長			森下 祐治君
庄内振興局長兼地域振興課長			八川 英治君
湯布院振興局長兼地域振興課長			右田 英三君
教育次長兼教育総務課長			板井 信彦君
消防長	江藤 修一君		

---

午前10時00分開議

○議長（佐藤 郁夫君） 皆さん、おはようございます。

今定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

---

○議長（佐藤 郁夫君） まず、日程第1、請願の取り下げの件についてを議題としていたします。

請願、受理番号2、市道認定に関する請願については、産業建設常任委員会に付託いたしました。請願者から取り下げる旨の申し出がありました。ここで常任委員長に審査の経過について、報告を求めます。産業建設常任委員長、鷺野弘一君。

○産業建設常任委員長（鷺野 弘一君） おはようございます。

請願2号について、説明を受ける中で、地元より取り下げをしたいという申し入れがありましたので、委員会として一致してそれを承認いたしました。

報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております受理番号2の請願の取り下げの件については、請願者からの申し入れのとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、受理番号2の請願の取り下げの件については、これを承認することに決定いたしました。

---

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

今期定例会にて付託いたしました請願3件、陳情3件並びに継続審査となっていました請願2件、陳情1件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、甲斐裕一君。

○総務常任委員長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長、甲斐裕一でございます。

まず、請願・陳情審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時は、平成30年3月15日。場所は、この階でございます。出席者は常任委員会全員でございます。書記は議会事務局でございます。

では、審査結果を申し上げます。

受理番号5、件名、庄内町畑田新駅設置について。

委員会の意見、本請願は、庄内町畑田に新駅「庄内中央駅」（仮称）の設置を求めるものである。当委員会としては、去る3月7日水曜日午後2時30分からJR九州大分支社にて、担当課職員に同行していただき、委員7名全員で支社3名の方と協議を行いました。

JRの結論としては、現在、既存の「天神山駅」は移転しない考えであるとなると、駅の新設となるわけですが、JRとしては新設は考えていないとの答えであった。しかし、由布市が単独で新設するとの要望であれば検討する考えはある。ただし、まず市が設計図を設計して、社が検討を行った上、本設計を示して建設に入ってもらいが、これに伴う駅の建設工事、ダイヤ改正にかかる費用、さらに新駅の経営（地域が行うことも考えられる）、全てにおいて市が行うのであれば、社として検討したい。以上が協議内容である。

委員会では、慎重に審議を行った結果、新駅を設置するには、広報内容、ダイヤ改正費用、新設後の経営等々を考慮し、新設を断念せざるを得ないとの結論に至った。

慎重に審査した結果、賛成少数で不採択すべきと決定。

陳情、受理番号8、件名、私達は、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます。

委員会の意見、平成29年第4回定例会において継続審査となったものである。

塚原全共跡地での太陽光発電施設事業計画において、由布市が湯布院塚原プロパティ合同会社との間で締結した「土地売買契約書」中の契約解除条項を誠実に履行することを求めるものである。

委員から、さらに審査を要するとの意見が出され、慎重に審査した結果、継続審査すべきと決定。

陳情、受理番号1、件名、公助・共助の移動サービスを、行政と市民とがともに考える仕組みを求めます。

委員会の意見、本陳情は、高齢者の多い当地域では、コミュニティバスの利活用が不便であるため、公共交通だけでなく身近な交通による移動サービスを求めるものです。

陳情者からは、日々快適な暮らしを続けるために、①バス停が遠い②運行を週3回に③自家用車等での移動サービスを④幼稚園児送迎の車便乗は⑤亀の井バスの利用運行は等の意見が出され

ました。

委員会では、今年度よりコミュニティバス・ユーバスの運行見直し計画を作成していく中で、今回出された意見を含め、交通弱者に配慮した交通体系となるよう十分な検討を求めることといたしました。

慎重に審査した結果、趣旨採択すべきと決定。

陳情、受理番号3、件名、高齢者が希望する地域で「予約制枝道送迎」の実験開始を求めます。委員会の意見として、本陳情は、当地域のユーバス利用の現状を見据え、現在、試行している「龍原コース」と同様の実験実施を求めるものです。

委員会では、受理番号1の陳情と同様、ユーバス・コミュニティバス運行見直し計画を作成していく中で、今回出された意見を十分考慮して検討するよう求めることといたしました。

慎重に審査した結果、趣旨採択すべきと決定。

以上であります。どうか慎重審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、教育民生常任委員長、加藤幸雄君。

○教育民生常任委員長（加藤 幸雄君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長、加藤幸雄でございます。

それでは、教育民生常任委員会に係る陳情審査の報告をいたします。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時、平成30年3月15日、審査、まとめ。場所、本庁舎全員協議会室。出席者、教育民生常任委員会の委員でございます。書記は議会事務局です。

それでは、審査結果。

受理番号2、件名、スクール車両を校区の子どもたちと住民のために活用してください。

委員会の意見、当委員会では、陳情者に出席を求め、陳情趣旨について意見を聴取しました。塚原地域等の現状を例に、今後の市内公共交通のあり方について説明を受けました。

委員会では、陳情者の趣旨は理解できますが、市も改善の必要性を十分に認識しており、公共交通については利用者それぞれの利用目的や地域の事情等、慎重に検討する点が多くあり、関係課が一緒になって有効な活用方法を見出すべきとの意見が出ました。

慎重審査の結果、本陳情は全員一致で趣旨採択すべきと決定いたしました。

慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、産業建設常任委員長、鷲野弘一君。

○産業建設常任委員長（鷲野 弘一君） 産業建設常任委員長の鷲野です。

本委員会に委託の請願は、審査結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第

143条第1項の規定によって報告いたします。

日時は、平成30年3月15日、現地調査とまとめを行いました。場所は、湯布院庁舎コミュニティセンター学習室で行いました。出席者は、産業建設常任委員会全員です。書記は議会事務局です。

それでは、内容について説明いたします。

受理番号6、件名、種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願。

本請願は、平成29年第4回定例会で継続審査となった意見書の提出を求めるもの。

委員会として、将来的に請願趣旨のような懸念の発生が考えられるため、国県の体制も含めて動向に注視するべきとの意見も出されたが、請願趣旨、意見書案の内容の精査を行った結果、提出された請願書に書かれているほどの懸念は現状ないと判断した。

結果としまして、慎重審査の結果、全員一致で不採択すべきと決定しました。

受理番号1、件名、市道編入に関する請願について。

委員会の意見としまして、本請願は、由布市湯布院町川上2399番地2から川上2398番地3を經由し、川上2401番地5に至る里道について、市道認定を求めるもの。

委員会として現地調査を行い、請願者より、地区の生活道路として利用しているが、昨今は旅行者の車両や運送業者配送車の往来もあり、道路の傷みが激しくなっているとの説明を受けた。

委員会としまして、認定を進める過程では、地元住民が立木の剪定、パイプ撤去等の道路わきの整備をし、道路環境を整えていくべきとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定しました。

2号につきましては、先ほど説明したとおり、取り下げとなっております。

次に、受理番号3、湯布院町乙丸3自治区宮園下エリアの集中豪雨時の道路環境改善を求める請願。

委員会の意見としまして、本請願は、乙丸3自治区宮園下エリアの道路冠水について改善を求めるもの。

請願者より、台風等の災害時において、宮園下エリアの冠水が常態化しており、通行に支障の出る状態になっているとの説明を受け、委員会として現地調査を行い、提示された対策案が可能なか検証しました。

委員会として、請願者の対策案は、現地の地形上困難であり、根本的解決を行うには宮川の改修が必要になるとの結論に至った。そのため、請願者の願意は理解するも、宮川の大規模改修において市単独での実施は困難であり、議会としても行政とともに県への要望活動を行っていき、その間は地域住民での水路清掃を行うなどして地域で行える対策を行うとの結論に達しました。

慎重審査の結果、全員一致で趣旨採択すべきと決定しました。

受理番号4、湯布院町由布院駅前水路の改修整備について。

委員会の意見としまして、本請願は、大分川白滝取水口から由布院駅に至り、駅構内の地下をくぐって水田地帯へと流れる水路についての改善を求めるもの。

請願者より、農業、生活排水及び防火用水としても使用されている水路であるが、夏季においては沈殿物による異臭も発生する場所であるとの説明を受けた。

委員会として、市の新たな施設T I Cの前を流れる水路であるため異臭の発生を抑えるための措置を講じることを願意と捉え、審査した結果、暗渠化についてはどのように行うことが最良なのかを審議するも、多くの用途がある水路であるため各課に再度確認する必要があり、継続審査すべきとの結論に至りました。

慎重審査の結果、継続審査と決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 常任委員長の報告が終わりました。

まず、請願受理番号4、湯布院町由布院駅前水路の改修整備についてと、継続審査となっていました陳情受理番号8、私達は、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することとを求めます。は、継続審査となっています。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

継続審査となっていました請願受理番号5、庄内町畑田新駅設置についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。鷲野弘一君。

○議員（12番 鷲野 弘一君） 現在、一番懸念されているのは、この庄内町の人口問題であります。それについて、庄内町の皆様方の署名等をいただきながら、この請願を出したわけですが、委員長、由布市が計画してとありますけど、これ大体計画という、大体予算というのは、これJRが出すものではないかと思うんですけど、JRからこういうふうな答弁を得た、これについて、どのように審議され、また由布市として計算する場合に、どのくらいで駅ができるのか試算されたのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（佐藤 郁夫君） 甲斐裕一君。

○総務常任委員長（甲斐 裕一君） お答えいたします。

まず、駅の話では、全てにおいて市が持つということでございます。それが結論でございますけど、まず設計、どのように駅をつくっていくのか、そういう設計図を設計してください。そして、その設計により、JRが本設計を行うということでございますので。それをやってみないことには、幾らかかるのか、どのようになるのかは、話し合った結果、そういうところで結論は出

ておりませんが、ともあれ、市が構想している駅の設計を、まずつくるということでございます。  
以上です。

○議長（佐藤 郁夫君） 鷺野弘一君。

○議員（12番 鷺野 弘一君） 鶏が先か卵が先かというのと一緒でありますけど、まず駅ができる、それと由布市としても、この柿原地域の周りに住宅をつくり、若者の定住を図るとというのが、私たち庄内町民の私は中の一部の考えだというふうに私は考えておりますけれども、そのためにもやっぱり駅勢圏人口、駅からやっぱりそういう住宅地につながるまでは15分圏内の場所に住宅をつくらなければ悪いと、これ長期的に考えた場合に、これはぜひこの駅は必要だというふうに私たちは考えておりますけども、そういうために、これ出しておりますけれども、その辺について、駅をつくるのに、当初、駅は上り下りのある駅が駅というふうな感覚を持たれてますけど、ここに出している駅は、停車場というための駅であります。バスが停車するバス停みたいな、駅の線路沿いに駅をつくるという考え方です。そういったときに、金額はそんなにかからないと思うんですけど、そういうその試算等、そういうふうな駅ということを検討されたのか、もう一度お尋ねします。

○議長（佐藤 郁夫君） 甲斐裕一君。

○総務常任委員長（甲斐 裕一君） お気持ちはわかるんですけど、今言う、その駅の、停車場のような駅、これについて、自分、市で、地元の話聞きながら、市でその設計図の設計を、早く言えば仮設計みたいなものですが、それをつくっていただきたい、そういう御意見、JRの意見でございましたので、金額的には上下、駅のつくる時の上下のいろんな工法があるとのことでございました。幾らかかるっちゃうのは、JRのほうもわからないということでございますので、まず、地元で、自治体で設計図を設計してくる、これが一つの基本でございました。

以上です。

○議長（佐藤 郁夫君） 3回目です、鷺野弘一君。

○議員（12番 鷺野 弘一君） いや、だから、そういう設計を出した上で、金額はどのくらいになるのでこれできないというのであれば、理解はできると思いますけども、そういうふうに、ただ単に設計を出さなければというふうな言い方であれば、仮設計だけでも、これ、仮設計で主だったものじゃなくてもいいと思うんですけど、大体予算がどのくらいかかるのかを、まず現在やっぱり予算がないという中で、そういうふうな案だけは一応出して、そしてそれが庄内のこの人口増につながるような計画になるための、やっぱりこれは一つやというふうに私は考えておりますけども、なぜその金額、あらでもいいから出るまで、もう少し継続でやるようなことはできなかったのか、それについてお尋ねします。

○議長（佐藤 郁夫君） 甲斐裕一君。

○総務常任委員長（甲斐 裕一君） それはしっかり、JRの中でも話したんですけど、うちの委員会の中でも、しっかり審議いたしました。しかしながら、今の現在の市の状況ではできないということに達成したわけでございます。

まず、幾らかかる幾らかかると先ほどから言ってますけど、やはりその設計をつくらんことには幾らかかるというのは出ませんので、それだけは申し上げておきます。

○議長（佐藤 郁夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案ですね、原案反対者ですから、反対者おりますか。設置をしたいって。おりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） では、次に、原案賛成者、鷺野弘一君。

○議員（12番 鷺野 弘一君） この庄内町の人口増のためには、やはり駅勢圏人口、駅からやっぱり住宅地までの時間を短縮するためにも、まず駅を上を上げなければいけないというふうに私は考えております。

また、現在、天神山駅、周りは、前回の熊本大分地震により、周りの住宅は全部なくなります。移転します。そのためにも、天神山駅は周りが無人化する、無人化というよりも、もう今でも無人化ですけども、人が周りにいない、そういうところに、やっぱり安全性があるのかということを考え、やはりこれから先の人口増を求める中と安全性を求める中において、駅はやはり私は上に上げるほうがいいと思いますので、ぜひともその辺を考慮され、結果を出していただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 郁夫君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。この請願は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立6名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立少数です。よって、受理番号5の請願は、不採択とすることに決定しました。

次に、同じく継続審査となっていました請願受理番号6、種子法廃止に伴う万全な対策を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。この請願は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立なし〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立少数です。よって、受理番号6の請願は不採択とすることに決定しました。

次に、請願受理番号1、市道認定に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、請願受理番号1の請願についてを採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、受理番号1の請願は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願受理番号3、湯布院町乙丸3自治区宮園下エリアの集中豪雨時の道路環境改善を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、請願受理番号3の請願についてを採決します。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、受理番号3の請願は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

次に、陳情受理番号1、公助・共助の移動サービスを、行政と市民とがともに考える仕組みを求めます。を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決いたします。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、受理番号1の陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

次に、陳情受理番号2、スクール車両を校区の子どもたちと住民のために活用してください。を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決いたします。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、受理番号2の陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

次に、陳情受理番号3、高齢者が希望する地域で「予約制枝道送迎」の実験開始を求めます。を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決いたします。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、受理番号3の陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

---

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第3、議案第1号、市営住宅未払家賃に関する訴え提起前の和解についてから、日程第34、議案第38号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの32件を一括議題とします。

付託しております各議案について、常任委員長及び特別委員長に、それぞれの議案審査に係る経過と結果について、報告を求めます。

まず、総務常任委員長、甲斐裕一君。

○総務常任委員長（甲斐 裕一君） では、総務委員会から報告いたします。

委員会審査報告。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時は、平成30年3月15日、議案審査、まとめ。場所は、この階でございます。出席者は、総務委員全員でございます。担当課は総務課、書記は議会事務局でございます。

では、審査結果を報告いたします。

議案第38号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、職員が所有し、世帯主として居住している持ち家分に係る住宅手当について、段階的に削減し、国家公務員の給与制度に準じ、廃止するものであります。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

どうか慎重審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、教育民生常任委員長、加藤幸雄君。

○教育民生常任委員長（加藤 幸雄君） 教育民生常任委員会に付託された事件について報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、平成30年3月15日、議案審査、まとめ。場所、本庁舎3階第2委員会室。出席者、教育民生常任委員会委員全員でございます。担当課、福祉課、子育て支援課、保険課、教育総務

課でございます。書記は議会事務局です。

それでは、審査結果を報告します。

議案第2号、由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

経過及び理由。

本議案は、介護保険制度改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所に係る権限が、大分県から由布市に移譲されることによるものです。

条例制定に当たっては、大分県条例等を踏襲するとともに、今回の制度改正内容を加え、新規制定を行っています。

委員会として、これまで県が行ってきた業務を市が担うことで、担当職員の負担増が予想されることから、職員の業務量のバランスを図り、スムーズな運営を行える体制づくりをするよう意見を付しました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第3号、由布市高校生等医療費の助成に関する条例の制定について。

経過及び理由。

本議案は、高校生等に係る医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、高校生等の保健の向上と子育て支援の環境整備を図るものです。助成対象者は、満15歳に達する日以降の最初の4月1日から、満18歳に達する日以降における最初の3月31日までの間にある高校生等の保護者で、市内に住所を有する者です。高校生等が就職して保護者の扶養を外れた場合や結婚した場合は、対象外となります。

慎重審議の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第4号、由布市介護保険条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、条例の改正を行うものです。介護保険法及び由布市第7期介護保険事業計画により、3年を1期とした介護保険料の改定を行い、標準段階で6,485円、月額にして495円の増額となります。

要因としては、介護を要する方が増加傾向にあることや、消費増税、介護現場の職員に対する処遇改善分を上乗せしたことによるものです。

委員会では、認定率は下がっているが、利用者そのものの数が多く、さらに当市は市内に地域密着型サービスに関する事業者が数多くあるため、サービスがすぐに受けられる恵まれた環境にあるとの説明がありました。ただ、事業者がふえていくことで市民への負担も増すことから、調整すべき点があるのではないかという意見も出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第5号、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、基準省令の改正が行われたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

主な改正内容として、介護と医療の両方を受けられる介護医療院という新しい施設の追加や、障がいサービスを提供している事業者が介護保険法によるサービス事業所指定を受けられるようになる規制緩和、身体拘束等の適正化を図るための措置の明確化が追加されています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第6号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、基準省令の改正が行われたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

改正内容は、ほぼ議案第5号と同じですが、共生型サービスに関する基準が除かれています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第7号、由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

経過及び理由。

本議案は、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所に係る権限が大分県から由布市に移譲されることにより、由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例との整合性を図るため、全部改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第8号、由布市国民健康保険税条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、由布市国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税の基礎課税額等に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯平等割額を改正することによるものです。

これまで由布市では、法定外の一般会計繰入金、基金の取り崩し金などで保険税の不足分を補填してきましたが、基金にも限りがある上、国より赤字補填を行っている自治体は6年以内にその削減・解消を目標とする計画を策定するよう求められています。法定外繰入金の削減・解消を達成するには、現状では保険税の改定が不可欠となっていますが、急激な改定は被保険者に大きな負担を強いることから、基金を活用し、計画的な改定を行っていきたい旨の説明を受けました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第9号、由布市国民健康保険条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、国民健康保険給付事務等の平準化を図ることによるものです。

県下全市町村の葬祭費の額を統一することで合意したことにより、条例で規定される葬祭費の額を3万円から2万円に改正を行います。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第10号、由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令の施行に伴い、条例の一部改正を行うものです。

現在、国保において設けられている住所地特例の制度を、75歳到達等により国保から後期に加入する場合にも適用するよう見直しを行います。このことにより、被保険者に新たに負担をかけることはありません。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第11号、由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、寡婦医療費の助成割合と対象者の見直しに伴い、条例の一部改正を行うものです。

県内他自治体の状況を踏まえ、医療費の助成割合を2分の1から3分の1とし、対象者を75歳未満から60歳以上75歳未満とします。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第12号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、保育事業の運営に関する国の基準が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

保育園入所者にわたす需給資格者証の交付が任意となったことや、取扱方針において、項の変更がなされています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第13号、由布市子ども医療費助成事業基金条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、高校生等医療費助成事業及び子ども医療費助成事業の円滑な運営を図るため、条例の一部を改正するものです。

高校生等に対する医療費助成制度にも基金を活用できるようにします。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第15号、由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、由布市立小学校規模適正化推進計画に基づき、平成31年3月末をもって由布市立阿蘇野小学校を廃止し、西庄内小学校に統合することに伴う条例の一部改正について、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員会の意見として、議案第15号・16号ともに廃校、廃園後の校舎等について、自治区や関係各課とよく協議し、地区にとって有益な使用方法を提案するなど、手助けをしてほしいとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第16号、由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、由布市立小学校規模適正化推進計画に基づき、平成31年3月末をもって由布市立阿蘇野小学校を廃止することに伴い、休園中の由布市立阿蘇野幼稚園も同様に平成31年3月末をもって廃止し、由布市立西庄内幼稚園に統合することに伴う条例の一部改正について、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、産業建設常任委員長、鷲野弘一君。

○産業建設常任委員長（鷲野 弘一君） 産業建設常任委員会です。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、平成30年3月9日、議案審査とまとめを行いました。場所は、本庁舎新館3階第3会議室です。出席者は、産業建設常任委員会全員です。書記は議会事務局です。

それでは、審査結果を報告いたします。

議案第1号、市営住宅未払家賃に関する訴え提起前の和解について。

経過及び理由。

本議案は、市営住宅の未払家賃の支払い等について、民事訴訟法第275条第1項の規定に基づき、申し立てを行い、和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

相手方との和解理由・内容について。

相手方は、滞納家賃26万9,900円を支払う義務があることを認め、建物明け渡し請求に対し、即決和解の申し出があり、和解調書は、滞納家賃を偶数月に10万円、奇数月に5万円を分割で納めるものである。和解条項不履行の際には、住宅明け渡しとなる。

委員会としては、今回の滞納整理について対応を評価する一方、今後、滞納額が高額にならないよう関係各課と情報を共有し、早急に滞納整理を行うように努めてもらいたいと意見を付した。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第14号、由布市都市公園条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、公園が帰属されたことにより都市公園として管理すること及び都市公園法施行令の改正により、「一の都市公園の敷地面積に対する等外都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合」の上限を条例で定めることによるもの。

都市公園法施行令が改正され、条例において運動施設の敷地面積基準の割合を定めるものであり、国の基準と同じ100分の50にするもの。また、「上市無田1号公園」「上市無田2号公園」が市に帰属され、公園に指定するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第17号、市道路線（中堂線）の認定について。また、議案第18号、市道路線（七倉線）の認定について。続きまして、議案第19号、市道路線（高津野1号線）の認定について。議案第20号、市道路線（高津野2号線）の認定について。続きまして、議案第21号、市道路線（東石松六所線）の認定について。17から21号に関しましては、定例会で請願採択を行った公衆用道路を市道として管理するものであります。

慎重審査の結果、17から21号に関しまして、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第22号、市道路線（上市無田3号線）の認定について。

市道路線の認定については、寄附された公衆用道路を市道として管理するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第23号、市道路線（柿原中学校2号線）の認定について。

本路線の認定については、中山間地域総合整備事業庄内地区柿原集落道移管に伴い、市道として管理するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、予算特別委員長、長谷川建策君。

○予算特別委員長（長谷川建策君） 予算特別委員会委員長の長谷川でございます。委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、平成30年2月28日水曜日、詳細説明。3月1日木曜日、詳細説明。3月13日火曜日、審査（質疑）。3月14日水曜日、審査（質疑）。3月15日木曜日、分科会審査。3月19日月曜日、審査、まとめ。

場所は本庁舎議場でございます。

出席者、議員全員でございます。担当課、全課。書記、議会事務局。

まず、平成30年度由布市一般会計予算。

経過及び理由。

歳入歳出予算の総額は、173億419万6,000円となり、前年度当初と比較しまして6億143万8,000円の減額、率にして3.4%の減です。

歳入につきましては、固定資産税や普通交付税の減に加え、財政調整基金の繰り入れを抑えたことで一般財源が2億6,000万円ほど減です。

歳出では、湯布院複合施設の整備事業、「子ども医療費助成」及び子育て支援に関する拡充事業等が計上されています。

委員会では、多くの委員から質疑討論がなされ、予算案全体について共通認識が得られました。委員会全体の意見として、①みらいふるさと寄附金推進事業を進める上で、関係課（例えば、総務課、農政課、商工観光課等）との連携による情報発信等の取り組みの強化は欠かすことができないものと考えます。さらに、先進地市町村の取り組みを調査研究し、事業の拡充、拡大を図ることを求めます。

②住宅宿泊事業法の施行に伴う民泊施設に対する地域住民の不安が大きくなっています。早急に市民の声が反映され、不安が払拭できるよう、同法に対する由布市としての対応と仕組みづくりをぜひ検討していただきたい。

③観光振興事業、TICについては、由布市まちづくり観光局が中心となり、県内のみならず九州内周遊観光のハブ的な役割も備えた情報発信拠点として活躍していくため、大分県から十分な協力・支援が得られるよう、市が積極的に働きかけ、連携体制の整備・確立に向け、取り組まれることを要望します。

以上、3点について、意見を付します。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。  
議案第31号、平成30年度由布市国民健康保険特別会計予算。  
経過及び理由。

記載のとおりでございます。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をしました。  
議案第32号、平成30年度由布市介護保険特別会計予算。  
経過及び理由。

記載のとおりです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。  
議案第33号、平成30年度由布市後期高齢者医療特別会計予算。  
経過及び理由。

記載のとおりです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。  
議案第34号、平成30年度由布市簡易水道事業特別会計予算。  
経過及び理由。

記載のとおりです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。  
議案第35号、平成30年度由布市農業集落排水事業特別会計予算。  
経過及び理由。

記載のとおりです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。  
議案第36号、平成30年度由布市健康温泉館事業特別会計予算。  
経過及び理由。

委員会全体の意見として、今後、健康温泉館特別会計は一般会計への組み換えを行い、まずは健康増進施設としての役割と機能を十分に果たすシステムの構築を図り、将来的には指定管理者制度の導入も視野に入れた事業運営を確立するようとの意見を付します。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をしました。  
議案第37号、平成30年度由布市水道事業会計予算。  
記載のとおりです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をしました。  
以上、報告を申し上げます。議員の皆様の御賛同を願います。

○議長（佐藤 郁夫君） 各委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

午前11時01分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを、再度お願いしておきます。

まず、日程第3、議案第1号、市営住宅未払家賃に関する訴え提起前の和解についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号、由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号、由布市高校生等医療費の助成に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号、由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号、由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号、由布市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第9号、由布市国民健康保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号、由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号、由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号、由布市子ども医療費助成事業基金条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号、由布市都市公園条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号、由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案は、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要とします。この場合、議長にも採決権がありますので、念のため申し添えます。

ただいまの出席議員数は19人です。その3分の2が13人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立者18人であり、所定数以上であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第16号、由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案は、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要とします。この場合、議長にも採決権がありますので、念のため申し添えます。

ただいまの出席議員数は19人、その3分の2が13人です。本案に対する委員長報告は可決

です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立者18人であり、所定数以上であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号、市道路線（中堂線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号、市道路線（七倉線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第19号、市道路線（高津野1号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第20号、市道路線（高津野2号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第21号、市道路線（東石松六所線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第22号、市道路線（上市無田3号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号、市道路線（柿原中学校2号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第30号、平成30年度由布市一般会計予算を議題として質疑を行い

ます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第31号、平成30年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第32号、平成30年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第33号、平成30年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第34号、平成30年度由布市簡易水道事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第35号、平成30年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第36号、平成30年度由布市健康温泉館事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第37号、平成30年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第38号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時35分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

お諮りします。本日、市長から議案1件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。

ついては、この提出案件2件及び会議規則第66条の規定による議員派遣の件についての計3件を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案1件、閉会中の継続審査・調査申出書及び議員派遣の件についての3件は、追加日程第1から第3として議題とすることに決定いたしました。

---

### 追加日程第1. 議案第39号

○議長（佐藤 郁夫君） 追加日程第1、議案第39号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。第39号について、市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま上程されました追加議案について、提案理由の御説明を行います。

議案第39号、副市長の選任についてでございますが、平成29年8月より空席となっております副市長に、地方行政に精通し、豊富な行政経験を持たれた大分県労働委員会事務局長の太田尚人氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

なお、任期は4月2日から4年間となります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。

追加日程第1、議案第39号、副市長の選任についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 追加日程第2. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、追加日程第2、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定いたしました。

---

### 追加日程第3. 議員派遣の件について

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、追加日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

---

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで平成30年第1回由布市定例会を閉会します。大変御苦労さまでございました。

午前11時40分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員